



平成 28 年 1 月 19 日

各 位

会社名 アサヒ衛陶株式会社  
代表者名 代表取締役社長 町元 孝二  
(コード番号 5341 東証第二部)  
問合せ先 執行役員企画管理部長 丹司 恭一  
(TEL 072-362-5235)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 26 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会での承認を前提として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、これに伴い、「定款一部変更の件」を当該定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)を置くことにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るためであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 2 月 26 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により導入された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 非業務執行取締役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条第 1 項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の責任を法令で定める額に限定する契約を締結できる旨を新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程

平成 28 年 2 月 26 日 第 65 回定時株主総会

平成 28 年 2 月 26 日 定款効力の発生

(別紙)定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条(条文省略)</p> <p>第2条(条文省略)</p> <p>第3条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会<br/>(定 員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名 以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条(現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条(現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会並びに<u>監査等委員会</u><br/>(定 員)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、3名から10名 以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までと</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>第22条(条文省略)<br/>(取締役会の招集)</p> <p>第23条(条文省略)</p> <p>2.(条文省略)</p> <p>3.取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。<br/>但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>4.取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>する。</p> <p>第22条(現行通り)<br/>(取締役会の招集)</p> <p>第23条(現行通り)</p> <p>2.(現行通り)</p> <p>3.取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。<br/>但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>4.取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>  | <p>第25条(現行通り)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(監査等委員会規程)</p>                                |

|   |   |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>   | <p><u>第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(定 員)</u></p> <p><u>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選 任)</u></p> <p><u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>また、別に常任の監査役を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p>   |

但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを決する。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

#### 第6章 会計監査人

第34条(条文省略)

#### 第7章 計 算

第35条～第37条(条文省略)

#### 第5章 会計監査人

第31条(現行通り)

#### 第6章 計 算

第32条～第34条(現行通り)

#### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上